

#08

# 援 社 護 会 局

Social Welfare and War Victims' Relief Bureau

## 地域共生社会の実現に向けて

### 私たちの使命 Our Mission

社会福祉法人制度や福祉に携わる人材の確保による福祉の基盤整備、生活に困窮している方や障害のある方に対する支援など、幅広く社会福祉の推進に取り組むとともに、戦没者の慰霊と遺族に対する援護なども行っています。

### 部局の所掌分野

#### ■ 地域共生社会の実現

個人や世帯が抱える様々な生活課題の解決に向けて、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて包括的な支援体制の整備を進めています。

#### ■ 社会福祉の基盤整備

社会福祉法人の経営組織のガバナンス・財務規律を強化することや、今後の高齢化社会を担う福祉・介護人材を確保・養成することを通じて、福祉サービスを提供する体制を作っています。

#### ■ 様々な障害者施策の充実

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。居宅介護や就労支援等の障害福祉サービスや、精神医療の提供を推進し、制度改革にも取り組んでいます。

#### ■ 生活に困窮している方の自立促進

最後のセーフティネットである生活保護制度と、生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度により、重層的なセーフティネットを構成し、生活に困窮している方に寄り添いながら自立を促進しています。

#### ■ 自殺対策の推進

近年自殺者数は減っていますが、それでも年間2万人の方が自殺で命を落としています。自殺は追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという考えの下、平成29年に改定した自殺総合対策大綱に基づき、自殺を防ぎます。

#### ■ 戦没者の慰霊と遺族等の援護

戦没者の遺族や戦傷病者等に対する援護、遺骨収集等の慰霊事業、中国残留邦人等に対する支援、旧陸海軍の残務の整理等、戦争によって残された多くの問題の解決に取り組んでいます。

### Hot Topics

#### ■ 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的な見直し

近年、単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化等の中で、生活保護受給者数は減少傾向にあるものの、高齢の生活保護受給者は増加傾向にあるなど、生活に困窮する方への多様な支援の必要性が高まる事が予想されます。

こうした状況を踏まえ、生活保護に至る前の段階の支援を含め、生活に困窮する方々の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援などに取り組んでいます。

### 政策紹介

#### 01 生活に困窮する方に対する支援

健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、生活保護制度において、支援を必要とする方に対し確実に速やかに保護を実施しています。また、生活に困窮している方に対しては、生活困窮者自立支援制度において、仕事や家計、住まい等の生活全体を考えた包括的な支援を行っています。一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、引き続き様々な支援を行っていきます。



◀ 無料低額宿泊所「ふるさと日の出館」

#### 02 障害者の地域生活支援

障害があっても、自ら望む生活を送ることができるよう、障害者の地域生活を支援しています。厚生労働省ではこれまで、居宅介護や就労支援等の障害福祉サービスを充実させてきており、過去10年間で、サービスの利用者数や給付費は倍増しています。

こうした取組をさらに進めるために、平成28年に法改正を行い、障害者のひとり暮らしや、一般企業での就労定着を支援する新たなサービスを創設しました。

また、障害者の重度化や高齢化が進んでいます。平成30年度の報酬改定(サービス毎の単価等の見直し)では、重度障害者の地域生活を支えるために、新たなグループホームの類型を設けるなど、時代の要請に応えた改革を行いました。

障害者が地域でいきいきと暮らしていけるよう、施策の充実に取り組んでいきます。



◀ 第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会(展示会の様子)

#### 03 戦没者の遺骨収集と追悼式の実施

先の大戦では約310万人の方が亡くなりました。そのうち海外等における戦没者は約240万人に及び、多くのご遺骨が収容されないまま残されています。戦没者の遺骨収集は国の責務であり、戦没者のご遺族が高齢化する中で、一日でも早くご遺骨を返還できるよう、力を入れて取り組んでいます。また、毎年8月15日には、先の大戦で亡くなられた方を追悼し、平和を祈念するため、天皇皇后両陛下御臨席の下、全国戦没者追悼式を挙行しています。



#### ■ 医療的ケア児

医療の進歩を背景に、長期入院した後に、人工呼吸器等を使用しながら自宅で生活をする障害児が増えています。こうした「医療的ケア児」とその家族を支えるため、医療的ケアを行える通所サービスやショートステイの整備、保育所や幼稚園、学校での受入れを推進しています。

また、平成28年の法改正では、医療的ケア児等の自宅で専門的スタッフが発達を支援するサービスを新たに設けたり、保健・医療・福祉等の地域の関係機関の連携を促したりするなど、対応を強化しました。